		変更後			現行		
通 し No	定義/ 表示 No	質問	回答	定義/ 表示 No	質問	回答	変更理由
1	定義	(変更なし)	(変更なし)	定義	従前の規約第2条第1項に	従前の規約で「乳に由来しない	
	1			1	「香り及び味を付与する目的	風味物質を添加することがで	
					で、乳に由来しない風味物質	きる」とあるのは、乳に由来す	
					を添加できるものとする。」と	る風味物質は添加できないの	
					あり今回の規約改定では「乳	ではとの誤認あることから「乳	
					に由来しない」が削除されて	に由来しない」を削除しまし	
					いるのは、なぜですか。	た。	
2	定義	(変更なし)	(変更なし)	定義	規約第2条第1項の「香り及	食品で、例えばナッツ、果肉、	
	2			2	び味を付与する目的の風味物	野菜、ハーブ類、香辛料、バタ	
					質」とはどのようなものです	ーオイルなどです。	
					か。		
3	定義	(変更なし)	(変更なし)	定義	規約第2条第1項に「香り及	基準はありませんが、プロセス	
	3			3	び味を付与する目的で、風味	チーズやチーズフードと同様、	
					物質を添加できる」とありま	製品固形分重量の1/6 以内	
					すが、その目的の為に添加す	が望ましいと考えます。	
					る場合は添加量に基準があり		
					ますか。		
4	定義	(変更なし)	(変更なし)	定義	規約第2条第2項のプロセス	規約定義の第2条第1項に「ナ	
	4			4	チーズ及び第3項のチーズフ	チュラルチーズとは、食品衛生	
					ードは「食品衛生法で認めら	法の規定に基づく・・」とある	
					れている添加物が添加でき	ことから食品衛生法で認めら	
					る」とありますが、ナチュラル	れている食品添加物は、添加で	
					チーズに食品添加物を添加で	きます。	

		変更後			現行		
通 し No	定義/ 表示 No	質問	回答	定義/ 表示 No	質問	回答	変更理由
					きますか。		
5	定義	(変更なし)	(変更なし)	定義	ナチュラルチーズに植物油脂	従来通り添加できません。	
	5			5	を練りこんで添加できます		
					か。		
6	定義	(変更なし)	(変更なし)	定義	ナチュラルチーズに砂糖を添	風味物質として添加すること	
	6			6	加することができますか。	ができます。	
7	定義	(変更なし)	(変更なし)	定義	プロセスチーズ及びチーズフ	栄養成分にはカルシウム、食物	
	7			7	一ドに添加が認められている	繊維等を含む食品、機能性には	
					栄養成分、機能性、物性を付	整腸作用、消化吸収促進作用等	
					与する目的の食品とはどのよ	をもつ食品、物性には硬さ等の	
					うなものですか。	食感を付与する食品です。な	
						お、最終製品に効果・効能を謳	
						う場合は医薬品医療機器等法	
						を踏まえての対応となります。	
8	定義	(変更なし)	(変更なし)	定義	プロセスチーズに脱脂粉乳、	規約第2条第2項第3号にあ	
	8			8	全粉乳、乳糖、ミルクカゼイ	るとおり、香り、味、栄養成分、	
					ン、ホエイを添加することが	機能性、物性を付与する目的に	
					できますか。	限り添加できます。但し、増量	
						目的での添加はできません。	

		変更後			現行		
通 し No	定義/ 表示 No	質問	回答	定義/ 表示 No	質問	回答	変更理由
9	定義	(変更なし)	(変更なし)	定義	プロセスチーズに乳に由来し	基本的には添加できません。た	
	9			9	ない脂肪、たんぱく質、及び	だし、ナッツ、果実、大豆、な	
					炭水化物を添加することがで	ど食品をそのまま添加する場	
					きますか。	合や加工精製されたDHA、コ	
						ラーゲン、食物繊維等香り、味、	
						栄養成分、機能性及び物性を付	
						与するものは添加できます。	
10	定義	(変更なし)	(変更なし)	定義	プロセスチーズの原材料にプ	使用できます。	
	10			10	ロセスチーズを使用できます		
					か。		
11	定義	(変更なし)	(変更なし)	定義	プロセスチーズへの使用が認	製品固形分の1/6 以内でか	
	11			11	められている「香り、味、栄	つ乳糖含量5%以内の意味で	
					養成分機能性及び物性を付与	す。	
					する目的の食品の添加量は製		
					品の固形分重量の1/6以内		
					とする。ただし、前号以外の		
					乳等の添加量は製品中の乳糖		
					含量が5%を越えない範囲と		
					する。」とありますが、乳成分		
					を加える場合、製品固形分の		
					1/6 以内でかつ乳糖含量		
					5%以内の意味ですか。それ		
					とも乳成分の場合は製品固形		
					分中の重量に関する規制はな		

		変更後			現行		
通 し No	定義/ 表示 No	質問	回答	定義/ 表示 No	質問	回答	変更理由
					く乳糖含量5%以内であれば		
					いいのですか。		
12	定義	(変更なし)	(変更なし)	定義	プロセスチーズでは、乳固形	規格では乳固形分(乳たんぱく	
	12			12	40%以上という規格がある	質+乳脂肪) が40%以上と決	
					が、乳成分を添加した場合、	められており、この乳たんぱく	
					添加した乳たんぱく質や乳脂	質や乳脂肪には添加した乳成	
					肪はプロセスチーズ規格にお	分からのものも含まれます。	
					ける乳固形の一部となります		
					か。		
13	定義	(変更なし)	(変更なし)	定義	チーズフードにおいてバタ	添加することが可能です。乳に	
	13			13	ー、バターオイル、クリーム、	由来しない成分には制限があ	
					ミルクカゼイン、ホエイたん	りますが、乳に由来する成分に	
					ぱく質、ホエイパウダー、脱	ついてはチーズフードの規格	
					脂粉乳、全脂粉乳の添加は認	内であれば制限はありません。	
					められますか。		
14	定義	(変更なし)	(変更なし)	定義	チーズフードの無脂乳固形分	含まれます。	
	14			14	には乳に由来する炭水化物と		
					灰分は含まれますか。		
15	定義	(変更なし)	(変更なし)	定義	チーズフードの「無脂乳固形	含まれます。	
	15			15	分」には乳に由来するカゼイ		
					ンや乳糖は含まれますか。		

		変更後			現行		
通し	定義/ 表示	質問	回答	定義/ 表示	質問	回答	変更理由
No	No			No			
16	定義	(変更なし)	(変更なし)	定義	乳化の定義、基準はあるので	昭和62年3月25日に当時	
	16			16	すか。	の厚生省乳肉衛生課が「チーズ	
						における乳化とは、不定形をし	
						ていた脂肪球が球状に変化し、	
						分散・拡散し、カゼイン蛋白が	
						網目構造(ネットワーク)を形	
						成することをいう。製品が乳化	
						しているかどうかの確認は、従	
						って原則として乳化剤(リン酸	
						塩、クエン酸塩等の有機酸塩)	
						を使用したことをもって判断	
						することとする。」との見解を	
						出しています。	
17	定義	(変更なし)	(変更なし)	定義	チーズフードは「製品中のチ	規定はありませんが、プロセス	
	17			17	ーズ分の重量が51%以上」	チーズのチーズ分も「製品中の	
					とありますが、プロセスチー	チーズ分の重量が51%以上」	
					ズのチーズ分は規定がありま	を推奨します。	
					すか。		
18	定義	(変更なし)	(変更なし)	定義	チーズ製造の際の凝乳酵素の	レンネットとは全ての凝固剤	
	18			18	レンネットには「動物由来レ	の総称で、キモシンと呼ばれる	
					ンネット」「微生物レンネッ	酵素が主要成分です。そのキモ	
					ト」「遺伝子組み換えレンネッ	シンの中で「遺伝子組み換え」	
					ト」などがありますが、「遺伝	については厚生労働省食品安	

		変更後			現行		
通 し No	定義/ 表示 No	質問	回答	定義/ 表示 No	質問	回答	変更理由
					子組み換えレンネット」は日本で使用できますか。	全部が平成22年10月1日 に「安全性審査の手続きを経た 遺伝子組み換え食品及び添加 物一覧」にリスト化されており (商品名:マキシレン及びカイ マックス)使用できます。不明	
10	۵×	(本事 た)	(本事 45 1)	Δ¥		な点はメーカー又は厚生労働 省医薬・生活衛生局へお問い合 わせください。	
19	定義 19	(変更なし)	(変更なし)	定義 19	「ナチュラルチーズにおけるリステリア・モノサイトゲネス(略称、LM)に係る成分規格の設定に伴う対応フロー」について説明してください。	①チーズの製造及び輸入の際は、乳製品製造業等に基づく衛生管理が必要です。 ②チーズの中で、MFFB(脂肪以外のチーズ重量中の水分含量)が67%以上のもの及び54%~69%のものについては、LMの自主検査が「必要なもの」「必要ないもの」に分れます。 ③自主検査とは、輸入届出時に検疫所に提出するための、平成26年11月28日付け厚生労働省通知「LM検査について」に基づく検査のことです。	

		変更後			現行		
通 し No	定義/ 表示 No	質問	回答	定義/ 表示 No	質問	回答	変更理由
					※拡大した表を 22 頁に掲載	④LM自主検査が必要なもの	
					しております	は、加熱せずにそのまま喫食す	
						る製品です。	
						⑤製品供給先との売買契約に	
						おける品質規格上、陰性のもの	
						については、従来通り要冷蔵	
						(10℃以下)で流通させてく	
						ださい。	
						⑥製品供給先との売買契約に	
						おける品質規格上、LM規格基	
						準の100個/g以下のもの	
						については、6℃以下で流通さ	
						せてください。なお、該当品に	
						ついては「消費期限」での表示	
						を推奨します。	
						⑦LM自主検査が必要のない	
						ものは、「容器包装後、加熱済	
						の製品」及び「加熱して喫食い	
						ただく製品」です。	
						⑧「容器包装に入れた後、加熱	
						殺菌した製品」は、LM規格基	
						準の適用除外となることから、	
						消費者にその旨を認知いただ	
						くために「包装後加熱」等の表	

チーズ公正競争規約等に関するQ&A改定版:新旧対照表 2020.8

		変更後			現行		
通 し No	定義/ 表示 No	質問	回答	定義/ 表示 No	質問	回答	変更理由
						示をしてください。その際の表	
						示箇所の規定はありませんの	
						で、見やすい箇所に表示し、文	
						字は8ポイント以上です。	
						⑨「飲食に供する際に加熱する	
						製品」は、(要加熱)等の表示を	
						してください。その表示箇所は	
						「種類別ナチュラルチーズ」の	
						次に(要加熱)等と表示し、文	
						字は「ナチュラルチーズ」と同	
						じ14ポイント以上が基本で	
						すが困難な場合は8ポイント	
						以上で表示してください。	
20	表示	(変更なし)	(変更なし)	表示	食品表示基準Q&Aに「製造	多彩な製造技術を用いて本質	
	1			1	者」「加工者」の考え方が作ら	的に新たな物を作り出してい	
					れましたが、チーズの場合は	ることから「製造者」となりま	
					どのようになりますか。	す。例えば「乳化」や「溶解適	
						性」「結着防止」などの技術で	
						あり、「シュレッドチーズ」「ダ	
						イスチーズ」「クラッシュチー	
						ズ」を含みます(国内製造の位	

		変更後			現行		
通 し No	定義/ 表示 No	質問	回答	定義/ 表示 No	質問	回答	変更理由
						置づけ)。 ※チーズのタイプ別一覧表を	
						補足資料として 23 頁に提示。	
21	表示	(変更なし)	(変更なし)	表示	どのようなチーズに原産国名	そのまま販売する輸入チーズ	
	2			2	の表示が必要ですか。	(輸入者表示)以外では、「加工者」表示となる輸入チーズで	
						す。	
22	表示	(変更なし)	(変更なし)	表示	販売者を表示すれば製造者*	食品表示基準第3条に基づき、	
	3			3	表示は必要ないですか。	製造者*は義務表示ですので	
					*この場合は「加工者」も同様	省略できません。販売者は任意 表示です。	
						*この場合は「加工者」も同様	
23	表示	(変更なし)	(変更なし)	表示	「製造者*」「販売者」表示併	当協議会が2006年に乳等	
	4			4	記の場合、「製造者*」「販売		
					者」の順に表示するのですか。		
					また「製造者*」「販売者」と	認し、両行政見解に基づき「販	

		変更後			現行		
通 し No	定義/ 表示 No	質問	回答	定義/ 表示 No	質問	回答	変更理由
					もに枠内に表示するのです か。	者*」の次に記載することを推	
						奨しますが、食品表示基準に基づき、表示に責任を持つ者が枠	
					*この場合は「加工者」も同		
					様	*この場合は「加工者」も同様	
24	表示 5	(変更なし)	(変更なし)	表示 5	一括表示例について、「製造者と製造所が同じ場合」「製造者と製造所が異なる場合」「販売者を枠外表示の場合」の表示を教えてください。	(1)表示作成の責任が製造した工場にある場合 ※原材料名の事項に表示する場合	
						種類別 プロセスチーズ 原材料名 ナチュラルチーズ(ニュージーランド製造、国内製造)、アーモンド / 乳化剤、香料 内容量 60g(4個入) 賞味期限 この面の中央下部に記載保存方法 要冷蔵(10度C以下) 製造者 ○○乳業株式会社東京都○○区○番地	

チーズ公正競争規約等に関するQ&A改定版:新旧対照表 2020.8

	変更後			現行			
通 し No	定義/ 表示 No	質問	回答	定義/ 表示 No	質問	回答	変更理由
						または 種類別 プロセスチーズ 原材料名 ナチュラルチーズ(アメリカ製造、国内製造、その他)、アーモンド / 乳化剤、香料内容量 60g(4個人)質味期限 この面の中央下部に記載保存方法 要冷蔵(10度C以下)製造者 ○○乳業株式会社東京工場東京都○○区○番地 ※「原産地が3以上」の場合	

チーズ公正競争規約等に関するQ&A改定版:新旧対照表 2020.8

	変更後			現行			
通 し No	定義/ 表示 No	質問	回答	定義/ 表示 No	質問	回答	変更理由
No	No			No		(2)表示作成の責任のある場所と製造した場所が異なる場合 種類別 プロセスチーズ 原材料名 ナチュラルチーズ(生乳(オーストラリア産、国産)、アーモンド / 乳化剤、香料 内容量 60g(4個人) 賞味期限 この面の中央下部に記載 保存方法 要冷蔵(10度C以下) 製造者 ○○乳業株式会社 東京都○○区○番地 製造所 神奈川県横浜市○区○番地 ※加工食品に使われた「生鮮食品」の産地を表示する場合	

チーズ公正競争規約等に関するQ&A改定版:新旧対照表 2020.8

		ルンステにく記載。 変更後	/ スムエ成于がいずに関す		公正取引励战云		
通 し No	表示	質問	回答	定義/ 表示 No	現行 質問	回答	変更理由
						(3) 販売者が表示責任を負う場合 ・販売者と合意のもと下記の2 例どちらの表示も可。 種類別 プロセスチーズ 原材料名 ナチュラルチーズ、 アーモンド / 乳化剤、番料 原料原産地名 オーストラリア製造、 国内製造(ナチュラルチーズ) 内容量 60g(4個入) 賞味期限 この面の中央下部に記載 保存方法 要冷蔵(10度C以下) 販売者 スーパー〇〇株式会社 東京都〇〇区〇1-2-3 製造者 〇〇乳業株式会社 東京都〇〇区〇番地 ※「原料原産地名」の事項を表示する場合	

チーズ公正競争規約等に関するQ&A改定版:新旧対照表 2020.8

	変更後				現行			
し	定義/ 表示 No	質問	回答	定義/ 表示 No	質問	回答	変更理由	
						または 種類別 プロセスチーズ 原材料名 ナチュラルチーズ、 アーモンド / 乳化剤、香料 原料原産地名 アメリカ、北海道、 その他(生乳) 内容量 60g(4個入) 賞味期限 この面の中央下部に記載 保存方法 要冷蔵(10度C以下) 販売者 スーパー〇〇株式会社 東京都〇〇区〇1-2-3 製造所 〇〇乳業株式会社 神奈川工場 神奈川県横浜市〇区〇番地 ※原料 原産 地名の事功 た「生 鮮食品」の産地を表示し且つ 「原産地が3以上」の場合		

チーズ公正競争規約等に関するQ&A改定版:新旧対照表 2020.8

		変更後	7 1 - 12/17		現行		
通 し No	定義/ 表示 No	質問	回答	定義/ 表示 No	質問	回答	変更理由
し	表示	質問	回答	表示	質問	回答 (4) 販売者を枠外表示の場合 種類別 プロセスチーズ 原材料名 ナチュラルチーズ、 アーモンド / 乳化剤、香料 原料原産地名 外国製造又は国内製造 (ナチュラルチーズ) 内容量 60g(4個入) 賞味期限 この面の中央下部に記載 保存方法 要冷蔵(10度C以下) 製造者 〇〇乳業株式会社 東京都〇〇区〇番地 販売者 スーパー〇〇株式会社 東京都〇〇区〇1-2-3 ※ナチュラルチーズの産地は平成〇年の 使用実績順 ※原料原産地名の事項を表示	変更理由
						し且つ「3以上の外国」が原産 地のものを使用し且つ「重量の 割合の順序が変動する」場合	

		変更後			現行		
通 し No	定義/ 表示 No	質問	回答	定義/ 表示 No	質問	回答	変更理由
25	表示	(変更なし)	(変更なし)	表示	製造者と製造所の違いはなん	製造者とは、その食品の表示内	
	6			6	ですか。	容に責任を負う者つまり表示	
						責任者。	
						製造所とは、その食品を製造し	
						た場所であって、食品に事故が	
						発生した場合に、保健所が立入	
						検査をする工場の場所です。	
						原則として、一括表示事項の	
						事項名に「製造所」と明記して、	
						同右欄に工場名と所在地を記	
						載します。なお、表示のスペー	
						スが狭い等の理由で事前に消	
						費者庁長官に届けていれば表	
						示責任を負う者の後に製造所	
						固有記号をつけることができ	
						ます。	
26	表示	(変更なし)	(変更なし)	表示	施行規則第11条備考2に	「種類別」や「名称」の文字は	
	7			7	「種類別〇〇」または「名称	8ポイント以上となります。	
					〇〇」は14ポイント以上の		
					肉太の活字となっていますが		
					「種類別」や「名称」の文字		
					も14ポイント以上ですか。		

		変更後			現行		
通 し No	定義/ 表示 No	質問	回答	定義/ 表示 No	質問	回答	変更理由
27	表示	(変更なし)	(変更なし)	表示	チーズフードはなぜ「名称」	チーズフードは乳等省令上「乳	
	8			8	と表示するのですか。	または乳製品を主要原料とす	
						る食品」に分類されます。	
						乳等省令では「名称または商品	
						名」を書くことが定められてい	
						ます。チーズ業界としては「名	
						称」と定めています。	
28	表示	(変更なし)	(変更なし)	表示	ナチュラルチーズの原材料名	乳酸菌スターターは「食品」と	
	9			9	に乳酸菌スターターの表示は	して取り扱われており表示の	
					必要ですか。	必要はありません。はっ酵乳乳	
						酸菌飲料公取協の表示Q&A	
						に記載のとおり「乳酸発酵を利	
						用した伝統的食品については	
						乳酸菌が使用されていること	
						が明らかな食品であるので通	
						例、表示しない。」とあり、当	
						協議会でも同様に表示しない	
						事としています。	
29	表示	(変更なし)	(変更なし)	表示	「生乳」の他にナチュラルチ	例えば (生乳、脱脂粉乳、食塩)	
	10			10	ーズの定義では乳等(乳・乳製	のようになります。	
					品・乳主原)が使用できます		
					が、乳製品を使用して作った		
					ナチュラルチーズの原材料表		
					示はどのようになりますか。		

		変更後			現行		
通 し No	定義/ 表示 No	質問	回答	定義/ 表示 No	質問	回答	変更理由
30	表示 11	(変更なし)	(変更なし)	表示 11	一ズ及びクラッシュチーズの	シュレッドチーズは、短冊状及 び繊維状のもの。ダイスチーズ は立方体状のもの。クラッシュ チーズはチーズを砕いたもの です。	
31	表示 12	(変更なし)	(変更なし)	表示 12	はありますか。例えば、アメ	セアニアや欧州は地域名なの	
32	表示 13	(変更なし)	(変更なし)	表示 13	良いですか。例えば、アメリ	消費者が国名の漢字表示を一般的に認識している、アメリカを「米国」、オーストラリアを「豪州」、イギリスを「英国」の表示はできます。	

チーズ公正競争規約等に関するQ&A改定版:新旧対照表 2020.8

		変更後	7 1 - 17/1 7 1 - 17/1 7		現行		
通 し No	表示	質問	回答	定義/ 表示 No	質問	回答	変更理由
33		(変更なし)	原産国名の事項に国名を表示します。 種類別 ナチュラルチーズ 原材料名 生乳、食塩 内容量 125g 賞味期限 2021.1.1 (未開封の場合)保存方法 要冷蔵 (10度C以下)原産国名 フランス 輸入者 〇〇乳業株式会社 東京都〇〇区〇番地		原産国名表示の一括表示例を教えてください。	原産国名の事項に国名を表示します。輸入品の場合は、輸入者又は加工者を表示します。 種類別 ナチュラルチーズ 原材料名 ナチュラルチーズ 内容量 125g 賞味期限 2020.1.1 (未開封の場合) 保存方法 要冷蔵 (10度C以下) 原産国名 フランス 輸入者 〇〇乳業株式会社 東京都〇〇区〇番地	

チーズ公正競争規約等に関するQ&A改定版:新旧対照表 2020.8

		変更後					
通 し No	定義/ 表示 No	質問	回答	定義/ 表示 No	質問	回答	変更理由
34	表示 15	加工者表示の一括表示例を教えて下さい。	加工者の事項で表示するとと もに、従来通り原産国名の事項 に原産国を表示します。 種類別 ナチュラルチーズ 原材料名 ナチュラルチーズ 内容量 125g 賞味期限 2021.1.1 (未開封の場合) 保存方法 要冷蔵 (10度C以下) 原産国名 スイス 加工者 〇〇乳業株式会社 東京都〇〇区〇番地			種類別 ナチュラルチーズ 原材料名 ナチュラルチーズ 内容量 125g 賞味期限 <u>2020</u> .1.1 (未開封の場合) 保存方法 要冷蔵 (10度C以下) 原産国名 スイス 加工者 〇〇乳業株式会社 東京都〇〇区〇番地	・「加工者」表示の場合は「原産国名」表示となる為、新規に項目を追加した。
35	表示 16	(変更なし)	(変更なし)	表示 15	原産国名の表示は、一括表示 枠内ですか。又、一括表示枠 外でも良いですか。その際、 一括表示内に表示場所明示の 必要ありますか。	原産国名は、定められた一括表示の様式の枠内に記載することを基本とします。尚、義務表示事項を定められた一括表示の様式による表示と同等程度にわかりやすく一括して記載する場合は、定められた一括表	

		変更後			現行		
通 し No	定義/ 表示 No	質問	回答	定義/ 表示 No	質問	回答	変更理由
						示の様式以外の表示もできま	
						す。	
						例えば、他の義務表示事項と一	
						括して表示することが困難な	
						場合は、一括表示部分に記載箇	
						所を具体的に記載し、他の箇所	
						に別途表示する事が可能です。	
36	表示	(変更なし)	(変更なし)	表示	業務用の商品もパッケージに	業務用加工食品(一般消費者に	
	17			16	原産国名表示が必要ですか。	販売される形態となっていな	
						い加工食品)については、「送り	
						状」、「納品書」又は「規格書」	
						での原産国名の表示が可能で	
						す。なお、業務用スーパーなど	
						で消費者が直接購入されるこ	
						とが想定される商品は、市販用	
						商品同様に容器または包装へ	
						の表示が必要です。	
37	表示	(変更なし)	(変更なし)	表示	ナチュラルチーズが流通過程	カマンベールチーズやウォッシュ	
	18			17	で水分蒸発し、表示内容量より	タイプなどのチーズで、密封され	
					減少する商品の内容量表示は	ていない包装形態のナチュラル	
					「1個」または「1片」でも良いで	チーズにおいて、流通過程で水	
					すか。	分蒸発し、表示内容量より減少	
						する商品については、特定商品	
						の販売に係る計量に関する省令	

		変更後			現行		
通し	定義/ 表示	質問	回答	定義/表示	質問	回答	変更理由
No	No			No			
						で定める商品(特定商品という)に	
						ついて、計量法第12条に基づき	
						特定商品を密封しないで販売し、	
						その質量・体積を法定計量単位	
						で表示することが困難な場合は	
						「個」「片」で表示することが出来	
						るとなっています。	
						尚、その際は一括表示枠外に注	
						意表示として「このチーズは簡易	
						包装ですので、保管中に水分が	
						蒸発することがあります。」と明	
						記してください。	
38	表示	ナチュラルチーズから製造 <mark>又は加</mark>	(変更なし)	表示	ナチュラルチーズから <u>製造</u> し	原料原産地表示制度施行に伴	・製造に加え
	19	工 した種類別ナチュラルチーズの		18	た種類別ナチュラルチーズの	い、お客様にとって判りやすい	「加工」が追加
		原材料表示は生乳、食塩とするの			原材料表示は生乳、食塩とす	「ナチュラルチーズ」と表示す	された (前回の
		か、ナチュラルチーズとするのか			るのか、ナチュラルチーズと	ることをお奨めします。	誤植)。
		どちらですか。			するのかどちらですか。		
39	表示	(変更なし)	(変更なし)	表示	固結防止に使用するセルロー	食品添加物ですので表示する	
	20			19	スは表示する必要があります	必要があります。	
					か。		
40	表示	(変更なし)	(変更なし)	表示	チェダー、ゴーダ、パルメザ	国内法規での規定はありませ	
	21			20	ン、クリーム、カマンベール、	ん。ただし、表示等で名称を使	

		変更後			現行		
通 し No	定義/ 表示 No	質問	回答	定義/ 表示 No	質問	回答	変更理由
					ブルーチーズ等特定の名称を	用する時は、コーデックス等の	
					呼称する際の国内法規上の規	基準に合致しているかを確か	
					定はありますか。原産国の呼	めることをお奨めします。製造	
					称であればそのまま使用でき	者責任を踏まえてメーカーの	
					ますか。	判断に任せられます。	
41	表示	(変更なし)	(変更なし)	表示	規約第4条の「チェダー」「ゴ	旧規約が作られた昭和46年	
	22			21	一ダ」「エメンタール」その他	当時まだ普及していなかった	
					これらに類する名称を表示す	「ブルー」と「カマンベール」	
					る場合に「ブルー」「カマンベ	が抜けていましたので追加し	
					ール」が追加されたのはなぜ	ました。	
					ですか。		
42	表示	(変更なし)	香味の著しく強いチーズとは、	表示	「香味の著しく強いチーズ」	香味の著しく強いチーズとは、	施行規則第 14
	23		60%未満の添加によりその	22	の定義は何ですか。例えばエ	<u>少量</u> の添加によりそのチーズ	条第 3 項の特
			チーズの香味が発現できるチ		メンタールはゴーダやチェダ	の香味が発現できるチーズを	定表示事項の
			ーズをいいます。したがって、		一と同様に扱われているが、	いいます。したがって、少量の	基準以下であ
			少量のエメンタールチーズを		エメンタールは香味が強くな	エメンタールチーズを加える	ることを明記
			加えることでも、エメンタール		いとは必ずしもいえないので	こと <u>により</u> エメンタールチー	する。
			チーズの香味を発現できるの		はないですか。	ズの香味を発現できるのであ	
			であれば、これは香味の著しく			れば、これは香味の著しく強い	
			強いチーズとみなされます。			チーズとみなされます。	

		変更後			現行		
通 し No	定義/ 表示 No	質問	回答	定義/ 表示 No	質問	回答	変更理由
43	表示	(変更なし)	(変更なし)	表示	ブルーやカマンベール等の	お客様に、より詳細な情報提供	
	24			23	「香味の著しく強いチーズ」	のため積極的に開示すること	
					の含有率表示を義務付けたの	にしました。	
					はなぜですか。		
44	表示	(変更なし)	(変更なし)	表示	「香味の著しく強いチーズ」	公正競争規約では最低添加量	
	25			24	としてたとえば、カマンベー	の規定はありません。「カマン	
					ルチーズを僅かに配合(チー	ベールチーズイン」等の含む旨	
					ズ分の0.1%) したプロセス	を表示する場合、最終製品にカ	
					チーズやチーズフードの商品	マンベールの風味が付与され	
					名に「カマンベールチーズイ	ていれば問題ありません。基本	
					ン」(カマンベール0.1%)	的にはメーカーの判断に任せ	
					と表示してもいいですか。	られます。	
						但し、製品中のチーズ分に占め	
						る重量の割合表示は必要です。	
45	表示	(変更なし)	(変更なし)	表示	施行規則第13条第2項に、	施行規則第13条第1項(3)	
	26			25	ブルーチーズ、カマンベール	の名称を表示する場合に規定	
					チーズその他の香味の著しく	されている、ナチュラルチーズ	
					強いチーズが含まれている旨	又はプロセスチーズの当該チ	
					を商品名に表示する場合は、	ーズ分重量が製品中チーズ分	
					「〇〇チーズ入り」、「〇〇チ	重量の60%以上、チーズフー	
					ーズイン」、「〇〇チーズブレ	ドは当該チーズ分重量が製品	
					ンド」としなければならない	重量の51%以上であれば、	
					とありますが、施行規則第1	「〇〇チーズ入り」、「〇〇チー	

		変更後		現行			
通 し No	定義/ 表示 No	質問	回答	定義/ 表示 No	質問	回答	変更理由
					3条第1項(3)の名称を表	ズイン」、「〇〇チーズブレン	
					示する場合の規定を満たして	ド」を商品名にする必要はあり	
					いても「〇〇チーズ入り」、「〇	ません。	
					○チーズイン」、「○○チーズ		
					ブレンド」の商品名にしなけ		
					ればなりませんか。		
46	表示	 (変更なし)	(変更なし)	表示	当該チーズの割合の表示で	当該チーズ名の同一面が望ま	
10	27			26		しいですが、デザインやスペー	
					さすのですか。	ス、形状による制約もあり、各	
						メーカー判断に任せられます。	
47	表示	(変更なし)	(変更なし)	表示	ナチュラルチーズにキシロー	キシロースは食品添加物であ	
	28			27	スを添加した場合、種類別は	り、それを添加した場合、種類	
					どのようになりますか。	別はナチュラルチーズとなり	
						ます。	
48	表示	(変更なし)	(変更なし)	表示	国名・原産地・チーズ名称・	数値については保証値を記載	
	29			28	香味の著しく強いチーズを含	することとし、「以上」を書く	
					む場合のチーズ使用割合の表	かどうかはメーカーに任せら	
					示について、数値は「〇〇%	れます。	
					以上」というような表示にす		
					るのですか。		

		変更後			現行		
通し	定義/ 表示	質問	回答	定義/ 表示	質問	回答	変更理由
No	No			No			
49	表示	(変更なし)	(変更なし)	表示	チーズフードの無脂乳固形	設計値です。	
	30			29	分、乳脂肪分、乳以外の脂肪		
					分、乳たんぱく質以外のたん		
					ぱく質、乳糖以外の炭水化物		
					を表示する時、根拠は保証値		
					ですか、設計値ですか。		
50	表示	(変更なし)	(変更なし)	表示	チーズフードに添加したナッ	含まれます。	
	31			30	ツ、フルーツ等の原材料に含		
					まれる乳に由来しない脂肪、		
					たんぱく質、炭水化物はチー		
					ズフードとして表示すべき成		
					分に含まれますか。		
51	表示	(変更なし)	(変更なし)	表示	北海道産ナチュラルチーズを	表示できません。原料ナチュラ	
	32			31	使用し、東京でプロセスチー	ルチーズの生産地の表示とな	
					ズを製造した場合、「東京産チ	ります。	
					一ズ」と表示できますか。		
52	表示	(変更なし)	(変更なし)	表示	ナチュラルチーズやプロセス	ナチュラルチーズやプロセス	
	33			32	チーズをオイル漬け、アルコ	チーズの表示です。	
					ール漬け、味噌漬け、ブドウ		
					の搾りかす等でチーズの表面		
					を浸したものもナチュラルチ		
					一ズやプロセスチーズの表示		
					ですか。		

	変更後				現行		
通 し No	定義/ 表示 No	質問	回答	定義/ 表示 No	質問	回答	変更理由
5 3	表示	(変更なし)	(変更なし)	表示	ナチュラルチーズの製造時に	レンネットは分離したホエイ	
	34			33	使用される「レンネット」は	とともに除去され、残存しても	
					表示しなくてもいいのです	微量となるため表示が省略で	
					か。	きます(加工助剤)。	
54	表示	(変更なし)	(変更なし)	表示	一括表示の種類別に「プロセ	複数の原料を溶融解して商品	
	35			34	スチーズおよびナチュラルチ	を製造するのでは無く、粉末状	
					ーズ」と表記のルールはあり	又はシュレッド状にしたもの	
					ますか。	を混合して製品を作る場合に	
						は「プロセスチーズおよびナチ	
						ュラルチーズ」と表記する。そ	
						の際のプロセスチーズ・ナチュ	
						ラルチーズの表記の順番は量	
						の多い方から明記します。	
						尚、この見解は、厚労省基準審	
						査課の指導に基づく見解です。	
55	表示	(変更なし)	(変更なし)	表示	チーズにおいて「フレッシュ」	ナチュラルチーズの非熟成の	
	36			35	という文言をパッケージ等に	クリームチーズなどについて	
					表示しても良いですか。	は、フレッシュという表示はで	
						きます。プロセスチーズについ	
						ては、複数の原料チーズを混	
						合・乳化することから種類別プ	
						ロセスチーズのクリームチー	
						ズなどはフレッシュという表	
						示はできません。	

		変更後			現行		
通し	定義/表示	質問	回答	定義/表示	質問	回答	変更理由
No	No			No			
56	表示	(変更なし)	(変更なし)	表示	ナチュラルチーズに「生」と表示	乳酸菌が死滅していないナチュ	
	37			36	しても良いですか。	ラルチーズについては「生」の表	
						示ができます。	
57	表示	(変更なし)	(変更なし)	表示	チーズ公正競争規約及び施行	従前の例によることができる業	
	38			37	規則の附則2に「この規約の施	務用商品は、食品表示基準(経	
					行の日から令和4年3月31日	過措置)第4条に基づき令和4年	
					までに製造され又は加工され	3月31日までに販売される	
					るナチュラルチーズ、プロセス	ものまでです。	
					チーズ及びチーズフードについ		
					ては、なお従前の例によること		
					ができる。」と表示の経過措置		
					について定められていますが、		
					業務用商品も同じですか。		
58	表示	(変更なし)	(変更なし)	表示	「包装後加熱」等の表示の経	平成27年1月9日の施行日	
	39			38	過措置が1年6ケ月となって	からです。同日付の消費者庁通	
					いますが、施行日からですか。	知で、可能な限り速やかに表示	
						することとなっています。	
59	表示	(変更なし)	(変更なし)	表示	LM規格基準において、加熱	消費者に対して要加熱である	
	40			39	して召し上がる製品について	旨が、より伝わる表示として	
					『要加熱』等の表示を「種類	「種類別〇〇」の次に記載する	
					別〇〇」の次に表示するのは	ことになりました。	
					なぜですか。		

		変更後			現行		
通 し No	定義/ 表示 No	質問	回答	定義/ 表示 No	質問	回答	変更理由
60	表示	(変更なし)	(変更なし)	表示	『要加熱』等の表示を「種類	平成 27 年 4 月 1 日施行の食品	
	41			40	別〇〇」の次に表示するのは、	表示基準に規定されており、経	
					いつまでに表示変更しなけれ	過措置期間は5年です(令和2年	
					ばなりませんか。	3月31日製造まで)。	
61	表示	(変更なし)	(変更なし)	表示	『要加熱』等の表示を「種類別	消費者が製品情報を確認できる	
	42			41	〇〇」の次に表示する場所は、	一括表示欄内が望ましいです	
					一括表示欄ですか。一括表示	が、他の見やすい場所に表示す	
					の欄外でも良いですか。	ることも可能です。	
62	その他	(変更なし)	(変更なし)	その他	イタリアのDOPやフランスのA	イタリアのDOPやフランス	
	1			1	OCなどの原産地呼称制度等	のAOCなどの原産地呼称制	
					について守らなければなりませ	度等を遵守しないことが日本	
					んか。	の法令に抵触するということ	
						はありません。しかし、PDO	
						等の地理的表示保護(GI)を	
						尊重しなければなりません。	
63	その他	(変更なし)	(変更なし)	その他	パルメザンとはどのような製品	パルメザンは、広義での粉チー	
	2			2	を言うのですか。パルミジャー	ズです。また、パルミジャーノ・レ	
					ノ・レッジャーノと同じものです	ッジャーノはイタリアDOP制度の	
					か。	規定で作られたものでパルメザ	
						ンとは違うと日本国内では考え	
						ています。	

	変更後			現行			
通 し No	定義/ 表示 No	質問	回答	定義/ 表示 No	質問	回答	変更理由
64	その他	(変更なし)	(変更なし)	その他	プロセスチーズに使われている	プロセスチーズは、原料のナチュ	
	3			3	「乳化剤」は、人の健康を阻害	ラルチーズを加熱、溶融して作ら	
					するものではないのですか。	れます。	
						その原料となるナチュラルチーズ	
						は、単純に熱を加えて溶かした	
						だけでは、それぞれの成分が分	
						離してしまい、うまく混合できませ	
						ん。	
						そこで、水と油を混ぜ合わせ安	
						定させる機能を持つ乳化剤を	
						加えることにより、成分を均一化	
						したプロセスチーズが作られま	
						す。	
						その「乳化剤」は、食品安全委員	
						会による評価を受け、人の健康	
						を損なうおそれがないよう、成分	
						規格や使用基準を定めた上で、	
						使用が認められた食品添加物で	
						す。	
						プロセスチーズを製造する際は、	
						その基準の範囲内で使用されて	
						います。	
						従って、安全性は確認されてい	
						ますので、安心してお召し上がり	

	変更後			現行			
通し	定義/表示	質問	回答	定義/表示	質問	回答	変更理由
No	No			No		ください。	
						乳化剤として使われているリン酸	
						塩などは、通常鉱物由来のもの	
						で、定められた基準の範囲で乳	
						化剤として使用することは、国際	
						的にも認められております。	
						リン酸塩の「一日許容摂取量	
						(ADI / Acceptable Daily Intake)]	
						は、JECFA (FAO/WHO 合同食品	
						添加物専門家会議)が、1982年	
						に開催された第 26 回会	
						合におい	
						て、70mg/kg体重/日としていま	
						す。	
						なお、リン酸塩に含まれるリンは	
						必須栄養素であり、ほとんどの	
						食品中に含まれている成分であ	
						ることから、一日許容摂取量	
						(ADI)と表現することは適切では	
						なく、「最大耐容一日摂取量	
						(MTDI / Maximum Tolerable	
						Daily Intake)70mg/kg 体重/日	
						(※)」としています。	
						なお、最大耐容一日摂取量	

	変更後			現行			
通 し No	定義/ 表示 No	質問	回答	定義/ 表示 No	質問	回答	変更理由
						70mg/kg 体重/日は、一日許容	
						摂取量(ADI)と同じ数値になって	
						います。	
						(※) 70mg/kg 体重/日とは、	
						例えば男性 20 歳以上平均体重	
						66kg(総務省「国民健康·栄養調	
						査」)の方の最大耐容一日摂取量	
						は「70mg×66=4,620mg」となり	
						ます。	
						このリンが、プロセスチーズに含	
						まれる量は 730mg/100g です(七	
						訂日本食品標準成分表)。	
						つまり、20 歳以上男性のリンの	
						「最大耐容一日摂取量」4,620mg	
						は、プロセスチーズを一日 600g	
						(6P チーズで約5箱)食べる量と	
						なります。	
						ちなみに、日本人のチーズ消費	
						量は一人年間約 2kg ですので、	
						一日当たり約 5g ほどです。現在	
						の消費量の 120 倍のプロセスチ	
						ーズを食べて、リンの最大耐容	
						一日摂取量となるレベルです。	

チーズ公正競争規約等に関するQ&A改定版:新旧対照表 2020.8

/	変更後				現行		
通 し No	定義/ 表示 No	質問	回答	定義/ 表示 No	質問	回答	変更理由
65	その他	(変更なし)	(変更なし)	その他	検査規則を今回改定した理由	検査規則制定から約40年経過	
	4			4	はなぜですか。また、改定の概	しており、実態に即した改定を行	
					要を教えてください。	いました。改定の概要は下記の	
						とおりです。	
						・ナチュラルチーズ ・・会員の市	
						販品(ソフト及びセミハードタイ	
						プ)を店頭から買い取り、乳等省	
						令成分規格リステリア・モノサイト	
						ゲネス(1g当たり)100 以下に基づ	
						く検査。	
						・プロセスチーズ・・会員のその	
						年の新製品について、乳等省令	
						成分規格(乳固形分40%以上、	
						大腸菌群陰性)に基づく検査。	
						・チーズフード・・会員のその年の	
						新製品について、規約第2条	
						第3項(チーズ分51%以上)に	
						基づく検査。	